

振興資金(転業)及び創業支援資金の申込手続の流れ

- 1 申込者⇒金融機関
川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書・添付資料一式を提出
 - 2 金融機関
(1)記載内容の確認・審査、自己資金要件や添付資料を確認
(2)確認欄(利用制度、保証制度等)の記入及び誓約書の作成
(企業診断を省略できる場合(※1)、川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書の金融課への提出は不要とし、下記7の流れに進みます。)
 - 3 金融機関⇒金融課 ----->
川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書・添付資料一式を送付
 - 4 金融課⇔申込者 ----->
金融課職員が申込書類等を基に事業計画についてヒアリング
 - 5 金融課⇔申込者 ----->
金融課が依頼する中小企業診断士による企業診断及び現地調査
※新製品開発の場合
神奈川県立産業技術総合研究所による新製品技術評価を実施後に上記企業診断及び現地調査を行います。
《新製品技術評価には少なくとも1か月かかります。》
 - 6 金融課⇒金融機関、金融課⇒川崎市信用保証協会 ----->
企業診断報告書を送付
 - 7 金融機関⇒申込者 ----->
融資申込について審査(※2)
 - 7-2 申込者⇒金融機関⇒川崎市信用保証協会
次により金融機関経由で川崎市信用保証協会に保証委託申込み
(1)申込者は金融機関に保証委託申込書等を提出
(2)金融機関が川崎市信用保証協会に上記申込書を提出
 - 8 川崎市信用保証協会 ----->
保証申込について審査(※2)
 - 9 川崎市信用保証協会⇒金融機関⇒申込者 ----->
(1)川崎市信用保証協会が金融機関に信用保証の審査結果を連絡
(2)金融機関が申込者に審査結果を連絡
(3)金融機関が申込者に企業診断報告書を送付
 - 10 金融機関が融資実行 ----->
 - 11 金融機関⇒川崎市信用保証協会
保証委託契約書を送付
- ※1 次のいずれかに該当する場合(振興資金(転業)、新製品開発・新分野進出)中小企業診断士による企業診断を省略できます。
①決算を一期以上終えている方、②申込額800万円以下の方
③当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方
- ※2 審査の結果、御希望に添えない場合があります。

スケジュールの目安

金融課受付

受付後7日目頃

受付後14日目頃

受付後21日目頃
(診断後7日目頃)

条件の有無や審査経過により異なります。